

セーフティネット貸付のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業では、次の融資制度をはじめ、経済対策を受けて創設した各種の融資制度を取りそろえております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

セーフティネット貸付			
	経営環境変化資金	金融環境変化資金	取引企業倒産対応資金
ご利用いただける方	次のいずれかに該当する方であって、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる方 1 最近の決算期における売上高が前期比5%以上(注1)減少していること、または最近3カ月の売上高が前年同期を下回っている方であって、今後も売上減少が見込まれる方 2 最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期に比べ悪化している方 3 最近、回収条件の長期化など取引条件が悪化している方 4 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 5 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 6 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 7 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方	次のいずれかに該当する方であって、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方 1 取引金融機関が業務停止命令を受けた方 2 取引金融機関が実質的に経営破たんの状態などにある方 3 取引金融機関からの借入などが整理回収機構に譲渡された方などで、経常利益を計上しているなど、業況が順調であると認められる方 4 経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している方	次のいずれかに該当する方 1 倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方 2 倒産した企業に対する取引依存度が20%以上である方 3 倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方 4 倒産した企業の債務を保証している方 5 倒産した企業の設置する商業施設に入居している方であって、倒産の影響による業況悪化などが見込まれる方 6 倒産した企業から受注した商品や役務などが倒産の影響により取り消された方
資金のお使いみち	運転資金 設備資金(「ご利用いただける方4」に該当する方などが、企業維持上緊急に必要とする資金に限ります。)	運転資金	運転資金
ご融資額	4,800万円以内(注2)	別枠4,000万円以内(注5)	別枠3,000万円以内
ご返済期間	○運転資金 5年以内(特に必要な場合8年以内)(注3) <うち据置期間1年以内(特に必要な場合3年以内(注4))> ○設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内(注4)>	5年以内(特に必要な場合7年以内) <うち据置期間1年以内(特に必要な場合2年以内)>	5年以内(特に必要な場合7年以内) <うち据置期間1年以内>
利率(年利%)	[基準利率=2.30~]	[基準利率=2.30~]	[基準利率=2.30~]
お取扱期間	平成24年3月31日まで	平成24年3月31日まで (ただし、「ご利用いただける方」の4については、平成21年3月31日まで)	平成24年3月31日まで
保証人・担保	ご融資に際しての保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。		

- (注1) 売上減少にかかる要件を「10%以上」から「5%以上」に拡充する取扱期間は、平成22年3月31日までです。
 (注2) ご融資額を「普通貸付と合わせて4,800万円以内」から「4,800万円以内(普通貸付とは別にご利用いただくことが可能です。)」に拡充する取扱期間は、平成22年3月31日までです。
 (注3) ご返済期間を「5年以内(特に必要な場合7年以内)」から「5年以内(特に必要な場合8年以内)」に拡充する取扱期間は、平成22年3月31日までです。
 (注4) 据置期間を「2年以内」から「3年以内」に延長する取扱期間は、平成22年3月31日までです。
 (注5) ご融資額を「別枠3,000万円以内」から「別枠4,000万円以内」に引き上げる取扱期間は、平成22年3月31日までです。
 ※ ご返済期間によって異なる利率が適用されます。利率は平成21年1月19日現在です。
 ※ 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合がございます。
 ※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。